

【ABC 消費者情報 Vol. 111】

◎利用した覚えがない「有料動画サイト利用料」の請求にご注意！

利用した覚えがない「有料動画サイト利用料」の請求を受けているという相談が寄せられています。「法的手段に訴える」など消費者の不安をあおって支払わせる手口ですので、利用した覚えのない請求メールは、連絡せずに無視しましょう。

■相談事例

発信者名が「DMM」と表示される相手から、「有料動画サイトの閲覧履歴がある、至急連絡をするように」とSMS（電話番号を用いたメール）が届いた。「本日中に連絡がない場合は、法的手続きに移行する」とあるが、連絡をした方がいいのか。

※株式会社DMM. com及びそのグループ会社等が提供している各種サービスや、同名又は類似の事業者と間違えないようにご注意ください。

■アドバイス

○「連絡するように」と書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。個人情報を読み出されたり、業者からの請求がさらにエスカレートするケースもあります。

○「法的措置をとる」などと書かれていても、利用した覚えがなければ支払わず無視しましょう。

○不審に感じたら、消費生活センターに早めに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

[Tel:099-252-1919](tel:099-252-1919)

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/kocho/abc/backnumber.html>

配信停止はこちら

[%url/https:ath:stop%](https://ath.stop%url/)

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611